

社会福祉法人寿幸会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿幸会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(理事等の報酬)

第4条 理事長が、法人の運営業務に従事した時は、別表2により支給する。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(委員会等の報酬)

第6条 第三者委員等が法人の設置する委員会等に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員等、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(重複支給の防止)

第8条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年4月 1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 8,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき25円
評議員会出席報酬等	日額 8,000円	
第三者委員等会議出席報酬等	日額 5,000円	

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬等	日額 8,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき25円
理事・監事業務報酬等	日額 8,000円	
評議員報酬等	日額 8,000円	

別表3（第7条関係）

宿泊費	報 酬	旅 費
日額 12,000円 (政令指定都市) (15,000円)	日額 8,000円	実 費 額